

鳥取縣公報

昭和十六年二月十四日
第一千二百七號

金曜日

本書ノ大キサ 國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第四百四十二號

昭和十六年第一回産婆、看護婦、理髮、鍼術、灸術、按摩術、マツサイジ術試験ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス
志願者ハ三月二十日（産婆ニ限リ四月十日）迄ニ願書ニ履歷書、籍謄本若シテ戸籍抄本寫眞二葉（最近撮影シタル半身手札型無臺紙）
並手數料（産婆貳圓其他各壹圓）添付住所地所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受験用具携帯出頭スベシ
昭和十六年二月十四日

鳥取縣知事 入田三郎

種別	日	時	場所
産婆	四月三十日	午前九時ヨリ	鳥取市西町 縣立圖書館講堂
看護婦	五月一日	同	同
理髮	五月二日	同	鳥取市東町 仁風閣
同	五月三日	同	同
同	五月五日	同	同
同	五月六日	同	同
産婆	五月七日	同	同
鍼術	五月八日	同	同
灸術	五月九日	同	同
按摩術	五月十二日	同	同
マツサイジ術	五月十三日	同	同
産婆	五月二十一日	同	同

鳥取縣告示第四百四十三號

東伯郡北谷村字區域及名稱ヲ左ノ通變更シ昭和十六年二月十日ヨリ之ヲ施行セリ

現 在 區	地 域	地 番	地 目	變 更 區	變 更 區	反 別	備 考
志津	大字名	九〇〇、三	原野	志津	大字名	一、三一八	附記
同	同	九〇〇、七	同	同	同	同	全部
同	同	八八七、二	山林	同	同	同	全部
同	同	八九九、一	原野	同	同	同	全部
同	同	九〇一、一〇	山林	同	同	同	全部
同	同	九〇一、一	山林	同	同	同	全部
同	同	九一六、三二	原野	同	同	同	全部
同	同	九〇二、二	同	同	同	同	全部
同	同	九一七、二	山林	同	同	同	全部
同	同	九一七、三	同	同	同	同	全部
同	同	九一七、四	原野	同	同	同	全部
同	同	九一六、二九	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、二八	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、二七	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、四	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、六	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、一	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、八	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、一〇	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、五	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、一〇	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、一〇	同	同	同	同	全部

鳥取縣告示第四百四十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル餅ノ販賣價格並餅ノ搗賣左ノ通指定ス昭和十四年十二月鳥取縣告示第四百十二號及同第八百十三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年二月十四日

種 別	單 位	鳥取縣知事	田	備 考
鏡餅、慰斗餅、小餅	搗上リ五百匁	八	三	郎
同	乾キ餅百匁	〇、一八	〇	
同	搗上リ五百匁	〇、一五	〇	
餅搗賣(普通モノ)	同	〇、一六	〇	
同 (かき餅)	同	〇、二〇	〇	

志津	地 域	地 番	地 目	變 更 區	變 更 區	反 別	備 考
同	同	九一六、一八	畑	同	同	同	全部
同	同	九一六、七	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、九	原野	同	同	同	全部
同	同	九一六、一一	同	同	同	同	全部
同	同	九一六、二二	山林	同	同	同	全部
同	同	九二二	山林	同	同	同	全部
同	同	九二一	同	同	同	同	全部
同	同	九二〇	同	同	同	同	全部
同	同	九〇一、九	畑	同	同	同	全部
同	同	九〇一、五	山林	同	同	同	全部
同	同	九〇一、二	同	同	同	同	全部
同	同	九〇一、八	同	同	同	同	全部
同	同	九〇一、六	同	同	同	同	全部
同	同	九〇一、七	同	同	同	同	全部

00753

左記町村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ左ノ通指定セリ
昭和十六年二月十四日

町村名	校數	位 置	鳥取縣知事	入 田	三 郎	指定年月日
鹿野町	壹校	氣高郡鹿野高等小學校ニ併設	鹿野町	一圓		昭和十六年一月八日
湖山村	壹校	同 湖山高等小學校ニ併設	湖山村	一圓		昭和十六年一月八日
大正村	壹校	同 大正高等小學校ニ併設	大正村	一圓		昭和十六年一月八日
小鷲河村	壹校	同 小鷲河高等小學校ニ併設	小鷲河村	一圓		昭和十六年一月八日
明治村	壹校	同 明治高等小學校ニ併設	明治村	一圓		昭和十六年一月八日
豐實村	壹校	同 豐實高等小學校ニ併設	豐實村	一圓		昭和十五年十二月三十一日
神戶村	壹校	同 神戶高等小學校ニ併設	神戶村	一圓		昭和十六年一月十五日
松保村	壹校	同 松保高等小學校ニ併設	松保村	一圓		昭和十六年一月十五日
青谷町	壹校	同 青谷高等小學校ニ併設	青谷町	一圓		昭和十六年一月十五日
大岩村	壹校	同 岩美郡大岩高等小學校ニ併設	大岩村	一圓		昭和十六年一月十日
本庄村	壹校	同 本庄高等小學校ニ併設	本庄村	一圓		昭和十五年十一月十五日
入郷村	壹校	同 日野郡入郷高等小學校ニ併設	入郷村	一圓		昭和十五年十二月十五日

00754

正 誤

山上村	壹校	同 山上高等小學校ニ併設	山上村	一圓		昭和十五年十二月十五日
浦富町	壹校	同 岩美郡浦富高等小學校ニ併設	浦富町	一圓		昭和十五年十二月十日
溝口町	壹校	同 日野郡溝口高等小學校ニ併設	溝口町	一圓		昭和十六年一月十日
多里村	壹校	同 多里高等小學校ニ併設	多里村	一圓		昭和十五年十二月十日

一、昭和十六年二月七日發行鳥取縣公報第千二百五號鳥取縣告示第百二十五號中左ノ通正誤ス

頁	行	段	正	誤
一〇	一八	六	一〇〇〇	一、四五一〇
一〇	二四	下	福井 柝藏	福井 柝藏

00755

鳥取縣公報 第千二百七號 昭和十六年二月十四日 (第三種郵便物認可)

六

00756

報 特 變 事



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第九十二號

鳥取縣公報 第千二百七號 昭和十六年二月十四日 (第三種郵便物認可)

七

大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。
即ち、無上絶対普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圏の建設に協力す。
即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結果すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

目 次

- 一 國民學校實施による制度上の改革……………(學務課)二頁
- 一 現下の世界情勢と日本……………(振興課)三頁
- 一 御下賜金傳達式並表彰式……………(知事官房)七頁
- 一 昭和十五年鳥取縣秋播麥作付面積……………(統計課)三頁
- 一 東亞共榮圏の現段階【中】……………(振興課)三頁
- 一 鳥取砂丘にグライダー中國地方綜合訓練所設置(學務課)三頁
- 一 近視の豫防について……………(衛生課)三頁

券債は等我・劍銃は士將

00759



國民學校實施 による制度上 の改革

來る四月から實施される國民學校の根本精神は、國體明徴に基づくわが國独自の教育制度の確立にあるのであつて、具体的には國民全般に對する基礎教育を擴充整備して國運進展の根基を培養するため、義務教育年限六年を八年とし、他面皇國の道に則つて教育内容に根本的刷新を加へ、教材を統合して皇國の道の修練に歸せしめ、教育の徹底を圖り、國民精神の昂揚に努め、知徳心身を一体として國民を練成し、以て内に國力を充實し、外に八紘一宇の肇國の精神を顯現すべき次第の大國民を育成しようといふ點にあるのである。今この國民學校制の實施によつてわが教育制度上如何なる改革が行はれるかについてその主要なるものを説明することとする。

一 改正の諸點

- 1 第一に制度の上から小學校が如何に改正されるであらうか。まづ改正される要項を擧げると
- 2 小學校を國民學校と改稱すること
- 3 國民學校の修業年限を八年とし、これを義務教育とすること
- 4 國民學校の課程を初等科及び高等科に分ち、その修業年限を初等科六年高等科二年とすること。但し土地の事情により初等科又は高等科のみを置くことを得ること
- 5 國民學校に特修科を置くことを得ることにしてその修業年限を一年とすること

二 名稱の變更

制度上からは第一に、小學校が國民學校と改稱されることとなる。明治五年學制が頒布されてから約七十年使ひ慣れてゐる「小學」或は「小學校」といふ名稱が、新制に於ては「國民學校」と改稱される。なぜ小學校が國民學校に改められるかといへば、國民學校で行はれるべき教育が、

- 1 國民全体が必ず受くべき教育であること
- 2 その内容が國民生活に須なるものであること
- 3 その目的が國民の基礎的練成に存してゐること

等によるのであるが、また小學校といへば何となく弱少な氣がし輕視されるばかりでなく専ら上級學校への準備を行ふ學校であるやうな感じを起させ、小學校が完成教育であることを忘却させる

00760

傾向があることも國民學校と改稱される理由である。

要するに、小學校が國民學校と改稱されて、初等普通教育が國家の後繼者を育成するために、國民全体を基礎的に練成する教育であることが明確となつたのである。

三 義務年限の延長

第二の大きな改革は國民學校の修業年限が八年となり、これが義務教育となることである。尤も義務年限の延長は昭和十九年から實施の豫定であるが、さうなると保護者はその兒童を滿六歳から滿十四歳まで、即ち現在より二ケ年長く國民學校に就學せしめる義務を負ふことになるのである。

現行の六ケ年の義務制は明治三十七八年戰役後の躍進日本の情勢に應ずるために、當時の四ケ年義務制を明治四十年に至り六ケ年に改正したもので、爾來三十餘年施行されて現在に及んだのである。義務教育年限延長のことは從來しばしば論議され、その實現の要望は朝野の懸案であつたが、今回それが斷行されることになつたのである。

四 義務年限延長の理由

僅か二ケ年の延長であるが、國民全般に關係する問題であつて極めて重大な意味を持つ劃期的大改正といふべきであるから、延長の理由の主なものについて説明することにす。

理由の一は、國家的に見て青年前期における教育の重要性から見たものである。

兒童が尋常小學校を卒業する十三四歳の時代は、兒童期から青年期への過渡期、いはゆる青年前期に當るのであつて、この時代

における兒童の環境や指導教養の如何は兒童心身の上の一生涯を左右する程の重大な影響を及ぼすものであるから、この時期の兒童を充實した教育施設の下に置き、適當な指導、規律ある養護、訓練を施して國民の保健、徳性の涵養、智的水準の向上を圖り、以て國家の進展特に國防能力の増進と産業の振興とに寄與することは現下わが國內外の情勢より喫緊の要務である。

理由の二は、國民教育の内容を根本的に改善するためには六年の義務教育では不足であつて、是非これを八年にしなければならぬのである。

初等國民教育の内容を根本的に改善し、一面に於て國運進展に伴つて教材の充實を圖るとともに、他面いはゆる知育偏重、人格教育の不徹底等の諸弊を除去することは目下の急務である。しかしこのやうな現代の教育上の缺陷を根本的に是正することは、現行制度の義務制六年の課程では到底不可能である。そこで義務教育の年限延長は、教育の内容の刷新改善の必須不可缺の前提であるといはなければならない。

五 八年義務制實施の時期

義務教育の八年制は國民學校制實施と同時に、即ち昭和十六年度から直ちに實施することが望ましいが、新制による教科書の編纂や財政上の都合などによつて、昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する兒童、即ち現行の尋常小學校第三學年の兒童から八年制の教育義務となるのである。従つて青年學校の普通科は昭和十九年度にその第一學年、昭和二十年度に第二學年が廢止されることになる。

00761

國民教育の觀點からみると、女子は國民學校の義務教育が八年男子は更に青年學校の義務教育が四年乃至五年加はるので、青少年は滿六歳から滿十九歳まで義務的に教育環境におかれることになるのである。

六 初等科と高等科

前述のやうに國民學校の修業年限は八年となり、これが義務となるが兒童の十二歳頃は心身發達上一時期を劃し、その後いはゆる青年前期の段階に入るのであるから、この時期を以て國民學校の課程を初等科と高等科に分ち、その修業年限を初等科六年、高等科二年とすることになつたのである。

従つて國民學校には原則として初等科と高等科を有すべきであるが、土地の情況により初等科または高等科だけを置くことが出来ることになつてゐる。

七 名稱の問題

國民學校には初等科と高等科を置くのが本體であつて、これを國民學校と稱すれば初等科または高等科だけを置く學校は何と呼ぶか。これは昭和十六年四月一日から全國の小學校の看板を書き換へる時に早速問題となることであるが、初等科だけ又は高等科だけを置く學校も、兩科を置く學校と等しく國民學校と稱することになつてゐる。

八 中等學校への連絡

國民學校の修業年限が初等科六年、高等科二年となり、しかもこの八年の義務制となるとすれば、國民學校から中等學校への連絡はどうなるかといふ疑問が起るであらうが、これは形式上現行

と何等變るところはないのである。即ち國民學校初等科第六學年修了者が、中等學校に入學する資格を得ることになるのである。しかしながら、國民學校の初等科と高等科の區分と同じやうに、初等科第六學年修了者から中等學校に連絡するとしても、現行制度との間には性質上異なるところがあるのである。この點を注意しなければならぬ。現行においては中等學校へは義務教育の修了者が入學してゐるのであるが、新制國民學校では義務教育年限中の者が義務履行の途中で中等學校に入學することになるのであるから、そこで義務を履行しなければならぬ。

換言すれば國民學校において原則的に履行すべき就學義務を、これに代るべき中等學校において履行するのである。勿論中等學校ではこの國民學校高等科に、年齢上相應する第一、二學年の教育だけを取り出して考へるのは適當ではないが、少くともこの二學年は國民學校義務教育の履行中であることを充分考慮しなければならぬ。

従つて若し家事上の都合その他の理由に依つて中等學校を中途退學するとすれば、年齢滿十五歳に達しない中は必ず國民學校高等科に入學しなければならないのである。この點も現行制度と著るしく異なる點である。勿論現在も中途退學者は、青年學校の義務は有してゐるのである。

九 特修科

前にも述べたやうに國民學校が八年の義務制となる以上、現在の青年學校普通科は國民學校八年義務制の實施される昭和十九年度から廢止されることになるのであつて、國民學校卒業者の男子

00762

は必ず青年學校の本科に入學してこの義務を履行しなければならぬ。しかし現在極く僅かではあるが高等小學校の第三學年が置かれてゐる。これは國民學校八年制が實施された時どうなるかの問題が残る。

この問題は、國民學校に高等科卒業者を入學資格とし、修業年限一年の特修科を置くことで解決されることになつてゐる。特修科は勿論義務制ではない。なほ國民學校高等科の課程は實業科の設置によつて土地の事情に適應する教育を行はうとするのであつて、普通教育と職業教育の中間の教育を行はうとするものである。

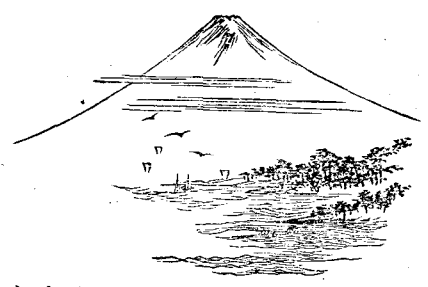
十 補習科の廢止

現在小學校には尋常小學校にも高等小學校にも補習科が設置されてゐるが、義務教育八ヶ年制實施の曉は廢止されることになる

× × ×

捨れば廢品

活せば資源



現下の世界情勢と日本

御承知の通り最近日獨伊三國の間には同盟條約が締結されて、ヨーロッパに於てはドイツのイギリスに對する戦争は終結して居りませぬし、極東に於ては支那事變も未だ終らず、世界は今日混沌たる状況にあるのであります。大勢を観察しますと一切が此の樞軸三國のためにより展開して居ると思はれるのであります。

先づヨーロッパ方面に付て申しますれば、ドイツの對英作戦はまば終つて居りませぬが、最近ドイツの行つて居るイギリスに對する空襲、或は潜水艦を以てするイギリスに對する封鎖等、是はいろ／＼な英佛側の宣傳はありますが大体に於てドイツ側の方が着々として効果を擧げてゐると觀察すべきだと思ふのであります。殊にドイツは只今潜水艦戦を非常に活潑に始めて居りますので、イギリスは食糧其の他資源の缺乏に段々惱んで來るだらうと考へられます。イギリスをドイツがどの程度に叩き付けるか、イギリスと妥協をしなければぬかといふやうな話も世界の一部には傳はつて居りますけれども、私の見るところはさういふことではない

00763

と考へて居るのであります。ヒットラーは今年の一月一日國民並に世界に向つて、ドイツが今度の戦を始めたのは全ヨーロッパをイギリスの壓迫脅威の手から解放して、新しいヨーロッパを建設するのであると聲明して居るのであります。

イギリスは既に三百年に亘つて其の勢力を世界に、殊にヨーロッパに入れて居りますから、ドイツが此の勢力を除外して、新しいヨーロッパを建設しようとするればどうしても徹底的にイギリスをやつてしまはねばならぬ。大英帝國の崩壊が起るまでイギリスを叩き付けなければならぬといふことは、是は自然の理でありまして、恐らくドイツはイギリスに對する上陸作戦を考へて居ると思ふのが常識であります。

此の作戦が何時行はれるかといふやうなことは、是はヒットラー自身の考へて居ること、豫測が非常に困難であります。潜水艦戦並にイギリス本土に對する空襲、是等の成果の擧がのを待つて、成るべく少ない損害で之に上陸するといふことは先づ大體考へられるのであります。さうして假にこの上陸が成功すると致しますと、武力を以て直接死命を制せられることになりま。

但しイギリスの政府は、屢々新聞に傳へられて居る如く、濠洲とか加奈陀とかいふ所に待避をして依然抵抗を續けるだらうといふことは、是はあり得ること考へられるのであります。併しイギリスのやうな高度の文明國家が政治經濟の中心をドイツに占領されて、國民をイギリスの島國に残して、政治部と上層部が海外に行つて本當の抵抗はこれは到底出来ない。唯イギリスは之に依つてアメリカの支援を求め、又イギリスの世界に擴がつてゐる自治領

植民地等を合せ、ドイツに對して經濟的政治的の抵抗をするだらうといふことは豫想されるのであります。即ちイギリスに對する武力作戦といふものは、是はさう長く掛らないのではないか。但しイギリスが行ふ經濟と政治的の抵抗を殘らず打破してしまふまでは、或は若干の年月を要するかも知れないと觀測して居るのであります。

是は非常に日本にも關係のあることで、今日日本が大東亞の新秩序を建設しようといふことになりますと、この大東亞に最も根を深く入れて之を妨害して居るのはイギリスでありますから、大英帝國がドイツの上陸作戦に依つて崩壊するといふことになりますと、自ら日本の新秩序建設も容易になるといふ結果を齎すのであります。従つて先般締結されました三國同盟に於ては別にイギリスを叩いてくれる。さうすると自然に大東亞建設も出来るから日本も成るべく危い目をしないうやうに、今の儘で危険を冒さぬでやつて行けるといふ者があるやうであります。しかし是は民族として誠に不甲斐のない話であります。條約の面に如何あらうとも、世界の新秩序建設といふことが共同の目標である以上、ドイツの此の企圖に對しては日本は出来る範圍に於ては矢張り之を助けてやるといふ覺悟を國民は持たなければならぬと私は思つて居るのであります。其の他バルカン或はソヴィエツトとの關係も、御承知の如くドイツの方に有利に進展して居ると思はれますが、細かい説明は略します。

斯くしてイギリスが崩壊しますと、世界には四ツの民族しか將

00764

來残らぬといふことになりま。第一は大和民族、第二はゲルマン民族即ちドイツ、是はイタリヤが一緒になります。第三にスラブ民族、今日のソ聯、第四にアングロサクソンの代表者としてアメリカが米大陸に残る。そして此の四民族が將來の世界に残つて、その集散離合といふことが、こゝ半世紀なり或は長くなつて一世紀掛るかして、世界の動きを決めるといふことになるのであります。この間に於て米獨の關係、或は日米の關係、獨ソ、日ソの關係が色々起つて參るのであります。これを極く簡単に申せば日獨伊三國同盟に依つて、日本とドイツとイタリヤに既に固い樞軸を形成して居る。アメリカに對してはドイツも容易に親しめない色々な理由があります。又日米の關係は諸君御承知の通りであります。ロシアは只今は樞軸にはいつて居りませぬが、此の世界の大勢に鑑みて樞軸に接近しようといふやうな態勢にある。一言にして申せば大體斯ういふやうな動きを歐洲に於て示して居るのであります。

極東に於ては支那事變がまだ解決して居らないのであります。併し日本は此の世界の大轉換期に處して、大東亞に新秩序を建設しよう。即ち南方諸島を日本の共榮圏に入れようといふことが、先般締結されました三國同盟によつてはつきりと浮び上つて來たのであります。

日本は滿洲を經營しなければならませぬ、支那の經略も必要である。併しながら南方も亦必要なのであつて、是は第一は肇國以來の大精神であります。即ち八紘一宇の顯現といふ建前から、是等の被壓迫有色民族を解放しなければならぬ。是は日本以外に其

の力を持つて居る者はないのであります。第二には日本の生存の爲にも矢張り南方に共榮圏を設定するといふことが必要であります。それは日本は元來資源に乏しい、又金にも恵まれて居らない國である。そこで日本が將來の趨勢に鑑みて大軍を建設し、或は支那、滿洲等を經營して行く爲にはどうしても金が要る。それには日本が今日まで發達させて來た所の輕工業品或は雜貨といふやうな物を、例へば三億五千萬の印度民族、或は一億近い南方の民族に與へて、之に代る資源を持つて來て大軍を建設する。又支那の經營もするといふことが必要になつて來るのであります。

是亦一部の者にはアメリカから金を借りて其の目的を達しようといふ者もあつたのであります。アメリカは日本が極東の覇者になるといふことに反對して居るのでありますから、若し日本が日本、滿洲、北支那といふやうな小さい區域に踞して、南方諸島或は支那の中南部といふやうな所に手を染めぬといふことならば金を貸すかも知れませぬが、只今の政策の探つてゐる以上アメリカは斯ういふことに到底應ずる筈はない。現に先頃の大統領の教書にもこの態度がはつきり出て居るのであります。アメリカは日本を敵にしてもどこまでもイギリス援助に全力を盡すことを明言して居ります。従つて日本はどうしても自力で大軍を建設する金を取つて來なければならぬし、又支那の建設もしなければならぬのであります。

支那には澤山資源がありますけれども、是は今日未だやくにたないものであつて、即ち運轉しないポンプのやうなものであります。だからポンプに誘ひ水を入れると同じことで、即ち鐵道を造

00765

るとか埠頭を造るとか、或は機械を入れるとかいふやうな誘ひ水をポンプに與へなければ此のポンプは活動して來ないのであります。それが出來れば後は支那自体の資源が活動をして來て、日本は南方諸島、支那滿洲といふものを共榮圏にして、眞に先般の條約に唱へてある大東亞に於ける指導的地位を確保し、茲に日本民族が確固たる將來を築くことが出来る。即ち軍事的にも經濟的にも政治的にも東洋の覇者であるといふ位置が築けるのであります。之に依つて八紘一宇の大精神の顯現もでき、又皇道宣布も出来る。日本自体の存立も茲に確立するといふことになるのであります。これには色々な困難がありますけれども、どうしても吾々が奮發して此の難局を乗切らねばならぬ現在状況にあるのであります。

先般締結された三國同盟は、諸君お讀みになりました通り、其の前文には八紘一宇の大精神が載つて居る。二千六百年の前に神武天皇が仰せられた御言葉が、今回始めて世界の各民族に知られたといふ結果になつたのであります。今回の條約は之を好む者も好まざる者も、世界の大きな出來事でありますから有りといふゆる言葉に譯されて全世界の新聞に出て居ります。即ちこれに依つて八紘一宇の大精神が、しかも意義深い我が紀元二千六百年にあつて全世界の人に讀まれたといふことは誠に有難いことでもあります。

併しながら之を讀まれただけでは足りないものであります。之を實現しなければならぬ。此の實現には只今も申す通り色々な困難が伴つて來るのであるが、先づ世の中の人々が非常に心配をするのはアメリカとの關係であります。が、南方へ日本が勢力を伸展させようと思へば假令此の條約があらうがなからうが、アメリカとの一戦は覺悟して居らなければなりません。アメリカに取つては關印がアメリカの國防の第一線でありまして、我が國が其の方へ出て行かうといふことならば、備あるを恃んで出て行かねばなりませんから、どうしても一戦を覺悟してやらなければならぬのであります。

其の見地から觀察しますと、今度の同盟はアメリカをして日本の行動を武力を以て妨害することを困難にさせたといふことになつて、何故ならば之をアメリカが行はうとすれば同時に獨伊を敵とする覺悟がなければならぬからであります。併しこれは推論であつて、人や國には自ら感情がありますから、日本のやつたことに反感を抱く人々もありません。又斯ういふ事態を内政に利用することもあり得ますから、是で戦争が起らぬと考へる譯には行きません。其の後のアメリカの雲行きでは斯うした危険に段々近づいて來ると思はれるのであります。従つて今後の事態によつては、日本は八紘一宇の大精神を顯現するために、又日本民族の將來の生存を確保するために斷乎として武力を以て應じなければならぬと思ふのであります。

世の中にはアメリカを恐がつて居る者もありませんけれども、是はアメリカにも長所があれば短所もあり、日本にも長所があれば短所もある。日本の短所とアメリカの長所を比べたら如何にも日本が弱いやうに思へるのであります。併しながら此の全部を綜

00766

合して日本の力を比較しますれば少しもアメリカなどを恐れることとはないのであります。アメリカが今迄日本に對して目に餘るやうな行動を執つたのは、是は日本が餘りに下手に出た爲であつて三國條約が出來、日本の外交方針が一定しました以上、徒に之等を刺戟挑發すべきではありませんけれども、政府も國民も儼然たる態度を以て將來アメリカに臨むといふことが非常に必要になつて來ると思ふのであります。

唯、現在のやうな事態でありますから、既に日本も四年近い戦に依つて色々な困難も存在して居るのであります。凡そ大きな仕事をやる爲には危険の伴ふのは勿論のことである。日清、日露の戦争等を回顧して見ますと、吾々の先輩が危険を冒して、國運を賭してあの事業をやつたといふことが能くわかるのであります。今日程日本國民に勇氣と決斷を必要とする時期はないだらうと思ふのであります。内、國民を一体とし、外、積極的の方策を執りまして此の條約の趣旨を實現し、眞に大東亞の新秩序を建設して延いて世界の永久平和を招來するといふ覺悟が必要なのであります。

今度の戦の初にヒットラーは「此の戦はドイツ民族千年の運命を決めるものである」といふことをいつて居ります。千年といふ月日は長い月日ではありますが、此の意氣と覺悟が歐洲戦争に於て赫々たる戦果を収めて居るのであります。日本も今日以後の内外の情勢に於て其の目的を達する爲には、眞に今日以後の日本の行動が日本民族千年の運命を決めるものであるといふことを考へ、一路目標に向つて邁進しなければならぬと思ふのであります。



(陸軍中將—新駐獨大使—大島浩氏の農業増産報國推進隊訓練講演要旨より)

御下賜金傳達式

並に表彰式

昭和十六年の紀元節當日を以て、本縣では縣會議事堂に於て恒例の御下賜金傳達式並に表彰式を舉行した。即ち午前十一時一同着席、皇居遙拜の後御下賜金傳達、高松宮殿下よりの有栖川宮記念厚生資金による地方自治功勞者への賜品傳達、農林大臣及商工大臣よりの統計調査功勞者選奨狀傳達及び國民貯蓄獎勵局長官よりの表彰狀の傳達があり、續いて本縣知事よりの褒狀選奨狀表彰狀及び交付狀の授與を行ひ、終つて知事告辭、來賓祝辭として近裁判所長、拜受者・受賞者總代木下靜造氏の答辭があつて式を終り、一同縣廳支關前に於て記念撮影を行つて散會したのであつた。

當日御沙汰書選奨狀・表彰狀等を受けた名譽の人及び團體は左の通りである。

00767

一	御下賜金	御沙汰書 金一封	鳥取市東町 財團鳥取育兒院	三	同	同	岩美郡大茅村 大茅村石井谷貯蓄組合
二	同	同	東伯郡倉吉町 同 因伯保育院	四	同	同	小田村 小田村常貯蓄組合
(二)	高松宮賜品	同	同	五	同	同	河原中央貯蓄組合
一	高松宮表彰	御沙汰書 硯箱	氣高郡正條村 木下靜造	六	同	同	氣高郡松保村 松保村吉國國民貯蓄組合
(三)	農林大臣選獎	選獎狀 木杯	西伯郡大篠津 本池甚一	七	同	同	日置谷村 日置谷村下善田更生貯蓄組合
二	同	同	氣高郡勝部村 藤内源太郎	八	同	同	瑞穂村 瑞穂尋常高等小學校兒童貯蓄組合
三	同	同	助役 八頭郡津村調 毛利壽	九	同	同	東伯郡八橋町 八橋町岩本谷國民貯蓄組合
四	同	同	東伯郡竹田村 米田信忠	〇	同	同	三徳村 三徳村吉原國民貯蓄組合
五	同	同	調査員 日野郡神奈川 宇田川茂市	一	同	同	竹田村 竹田村更生組合
六	同	同	村調査員 鳥取市書記 岩本親治	二	同	同	倉吉町 倉吉町西谷共同貯蓄組合
(四)	國民貯蓄獎勵局長官表彰	選獎	同	三	同	同	倉吉町 倉吉町西谷共同貯蓄組合
一	國民貯蓄局長官表彰	表彰狀 債券 鳥取市	鳥取市賀露町第一納稅貯蓄組合	四	同	同	倉吉町 倉吉町西谷共同貯蓄組合
二	同	同	米子市 米子市錦一國民貯蓄組合	五	同	同	倉吉町 倉吉町西谷共同貯蓄組合

00768

一	篤行表彰	褒狀 金一封	日野郡江尾村 住田かよ	二	同	同	鳥取市濱坂調査員	若林吉藏
二	自治功勞	選獎狀 木杯	八頭郡池田村 大久保清造	三	同	同	鳥取市濱坂調査員	伊藤密雅
三	同	同	日野郡多里村長 勳七等寶石仙次郎	四	同	同	鳥取市濱坂調査員	兒玉誠智
四	普通教育功勞	同	岩美郡津ノ井尋常高等小學校校長 森本正占	五	同	同	鳥取市濱坂調査員	梶川初治郎
五	同	同	米子市加茂尋常高等小學校校長 遠藤元三郎	六	同	同	鳥取市濱坂調査員	勳八等 西原邦夫
六	同	同	日野郡江尾尋常高等小學校校長 遠藤正陽	七	同	同	鳥取市濱坂調査員	勳八等 山崎幾藏
七	神社功勞	同	西伯郡大國村郷社 長谷川恒夫	八	同	同	鳥取市濱坂調査員	勳八等 山本九八
八	同	同	同所子村社 勳七等美甘勇吉	九	同	同	鳥取市濱坂調査員	勳八等 朝倉源一
九	同	同	日野郡黒坂町郷社 島田順藏	〇	同	同	鳥取市濱坂調査員	勳八等 若松鐵義
〇	統計功勞	同	八頭郡船岡村 藤田良雄	一	同	同	鳥取市濱坂調査員	勳八等 千熊賢治

一	優良學校	同	金一封	入頭郡國英尋常高等小學校
二	同	同	表彰楯	東伯郡八橋尋常高等小學校
三	同	同	金一封	神奈川村青年團
四	同	同	同	日置谷村婦人會
五	同	同	同	西郷村女子青年團
六	青年教育功勞	同	木杯 西伯郡渡村公立青年學校教諭	古徳 智
七	優良團體功勞	同	日野郡溝口町婦人會副會長	野坂 いさ
八	同	同	鳥取市上町青年團	木下 成章
九	同	同	東伯郡東郷村青年團	市橋 茂雄
十	優良組合	同	金一封 西伯郡大山村	保證責任 大信用購買販賣利用組合
十一	同	同	同	無責任 岩吉負債整理組合
十二	同	同	同	岩吉負債整理組合
十三	同	同	同	大和村自作農共濟組合
十四	同	同	同	西伯郡大和村
十五	同	同	同	日野郡江尾村
十六	同	同	同	江尾村自作農共濟組合
十七	同	同	同	西伯郡大幡村
十八	同	同	同	大幡村自作農共濟組合
十九	優良農會	同	同	東伯郡長瀬村
二十	同	同	同	長瀬村農會

一	養鶏事業功勞	表彰狀	同	東伯郡八橋町字八橋	近藤 謹治
二	同	同	同	西伯郡渡村字森岡	木下 周治
三	慶福會	同	同	同	同
四	託兒事業獎勵	交付狀	助成金	米子市東倉吉町	米子市聖心愛子會
五	同	同	同	氣高郡青谷町	青谷愛兒會
六	知事獎勵	同	同	同	同
七	育兒事業獎勵	交付狀	助成金	鳥取市東町	財團鳥取育兒院
八	同	同	同	東伯郡倉吉町	財團鳥取育兒院
九	同	同	同	東伯郡倉吉町	財團鳥取育兒院
十	同	同	同	鳥取市西品治	財團鳥取育兒院
十一	同	同	同	鳥取市西品治	財團鳥取育兒院
十二	同	同	同	米子市錦町	和光 會
十三	同	同	同	日野郡赤碓町	和光 會
十四	同	同	同	東伯郡倉吉町	倉吉愛兒園
十五	同	同	同	同	同
十六	同	同	同	同	同
十七	同	同	同	同	同
十八	同	同	同	同	同
十九	同	同	同	同	同
二十	同	同	同	同	同

でも部落會町内會中より表彰せられたものの如きは會員協同睦睦克く其の會の運営に當り、時局柄の模範たるべきものであり、又繁劇なる本務の傍青年及び婦人指導の爲に盡瘁した古徳・野坂・木下・市橋の諸氏の如き、その涙ぐましく獻身努力は縣民等しく學ぶべきところと云はねばならぬ。

又、篤行者として表彰せられた住田かよ氏の如きは、温良貞淑よく夫を扶け家業に精勵し、一面子弟の養育を怠らぬばかりでなく、偶々嫁した翌年に姑の兩眼失明によつて身體の自由を失ふや至誠以て看護と慰撫に努めること三十有三年、始八十歳の天壽を完うするに至るまで一度として不平不満の聲を聞くことなく、終始一日の如き篤行は洵に、婦女の模範たるべきものである。今回褒章條例に依つて金一封を賜ひ表彰せられるに至つたのはまことに宜なりと云ふべきである。

燃る赤心
貯蓄で示せ

帝國少年團選奨狀 記章 東伯郡三朝村 三朝報徳少年團 員部 昭二

以上今回選奨又は表彰の光榮に浴した人達及び団体は、或は多年自治行政に育英育兒に、或は社會事業・産業開發・納税又は國民貯蓄の獎勵・永年勤績等その功績著しきものばかりであるが、中

00771



昭和十五年鳥取縣 秋播麥作付面積

本縣に於ける昭和十五年秋播麥作付面積は、同年末現在を以て調査したところによると、總作付面積二二、七一町三反であつて、其の内譯は

大麥	三、八〇八町一反	前年ニ於ケル秋播總作付面積	前年ニ比シ
裸麥	四、四一六、〇		増△減
小麥	四、四九〇、二		
大麥	三四一町六反 (九分九厘)		
裸麥	五六八、八 (二割四分八厘)		
小麥	五八六、二 (二割五分)		

を各増加してゐる。此の増加は重要農作物の増産獎勵に依り作付を増加したに因るものである。
尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	大麥		裸麥		小麥		計
	町反	町反	町反	町反	町反	町反	
總數	三、八〇八、一	四、四一六、〇	四、四九〇、二	一二、七一四、三	一一、二二七、七	一、四九六、六	町反
鳥取市	三四、五	一八三、九	六一、九	二八〇、三	二四七、四	三二、九	町反
米子市	一〇八、〇	一八一、六	三二一、七	六一一、三	五六四、九	四六、四	町反
岩美郡	二八七、一	四七九、三	一九一、九	九五八、三	七七二、九	一八五、四	町反
八頭郡	二五三、四	一、二二七、六	一九四、二	一、六七五、二	一、四八九、七	一一九、七	町反
氣高郡	五五三、四	八一四、一	二九一、七	一、六五九、二	一、五三九、五	四六四、一	町反
東伯郡	一、四二八、一	六四七、八	一、四九〇、〇	三、五六五、九	三、一〇一、八	四七六、二	町反
西伯郡	八、九	八五四、七	一、七九九、二	三、四七三、八	二、九九七、六	四七六、二	町反
日野郡	三三三、七	二七、〇	一三九、六	四九〇、三	五〇三、九	一三、六	町反

00772



東亞共榮圈の現段階 (中)

◇ 指導國日本の國內新體制

以上述べたところよりして明かなやうに、三國同盟の締結以後における諸情勢は、日本が名實共に東亞の指導者として大東亞共榮圈の確立に邁進すべきことを要請してゐる。そしてこの課題を果すためには少くとも次の二つの問題が先づ解決されなければならぬ。東亞共榮圈確立のための具体的方針の決定と、この方針實現のための日本の國內經濟体制の再編成とがこれである。

前者については昨年十一月五日日本の内閣情報部より「日滿支經濟建設連繫要綱骨子」が發表されてをり、滿洲國においてもこれに即應して、「日滿支經濟建設連繫要綱」が發表せられ、後者については十二月七日に「經濟新体制要綱」が發表されてゐる。

この二つの要綱は個々別々に發表されたとはいへ、その本質においては一つのものを見なければならぬ。既に述べたやうな情勢の下においては日本の國內体制の再編成は東亞共榮圈の確立の過程と綜合一体的に前進せしめなければ不可能であると共に、東亞共榮圈の確立もまた指導國日本の

國內体制の再編成の方針によつてその動向及び範圍を決定されるからである。然しこの兩者のうち何れが第一義的であるかといへばそれはいふまでもなく指導國日本の經濟の再編成である。日本經濟が如何なる形態において再編成されるかに従つて、この指導國によつて、生産手段並びに技術を供給される他の地域の經濟の方向並びに範圍が決定されるからである。

日本政府によつて發表された「經濟新体制要綱」はこの意味で注目に値するものであるが、それは主として經濟統制の原理及びその機構に關する基本方針を述べたものであつて、それ自体としては慎重審議の結果成立したものであるとして極めて重要なものではあるが、東亞共榮圈の確立に對應すべき國內經濟体制の再編成の要綱としての意義は少いからこれは暫らく措き、「日滿支經濟建設要綱骨子」について、東亞共榮圈の基本方向を概観してみることとする。

東亞共榮圈の經濟を高度に自給自足性を有する一個の高度國防經濟体制に再組織するためには、近代國防國家の經濟的基礎をなす重工業、化學工業及び機械工業の生産力を東亞共榮圈の範圍内において急速に擴充することは勿論であるが、かゝる生産力擴充に要する資金、資材、技術及び勞働力もまた、三國同盟の締結後においては大体において共榮圈の範圍内から調達しなければならぬ。そして右のうち、特に重要な資材(並びに資金)と技術とは差當り殆ど全部日本がこれを負擔しなければならぬ。然るに日本は三國同盟によつて從來の英米依存を放棄したのであるから、漸次英米よりの資材及び技術の輸入は不可能となる。

00773

既に米國は日本の外交國策の轉換に呼應して、航空機用精油、甲種層鐵の禁輸を斷行し、更に航空機用ガソリン精製機、航空機用發動機、航空機、工作機械、及びこれらに關する一切の技術的情報に輸出許可制をとり、事實上の輸出禁止を行つてゐる。

それ故に當分の間は日本が東亞に於ける國防産業及び基礎産業の確立のために投下し得る資材並びに技術の大きさは低下せざるを得ない情勢にある。

そこでこの限りある資材及び技術を最も有効に使用するために、各地域の生産力擴充計畫乃至産業開發計畫を綜合的に検討しその適當分野を決定し、思ひ切つた重點主義を採用するのみならず、各地域の内部及び同一産業の内部においても最も能率の高い企業に重點を置かざるを得ない。

◇ 日滿支が擔當する産業分野

他方、英米市場からの資材及び技術の輸入が困難となるにつれて、第三國向輸出貿易の意義もまた低下せざるを得ない。従來第三國向輸出が重要であつたのは、それによつて獲得した外貨をもつて國防産業及び基礎産業の確立に必要な資材及技術の輸入が可能であつたからである。勿論英米依存を放棄したからといつて、直ちに輸出貿易の意義が全然なくなつてしまふと見るのは早計であらう。然し、また逆に日本經濟の基本的條件が根本的に變化しつゝあるにも拘らず、舊態依然として輸出貿易を過重評價するは誤謬である。そこで従來第三國に向けられてゐた輸出産業は漸次これを圓ブロック向或は東亞市場向けに轉換せしめる必要が生ずる。そしてこの過程で過剰になつた産業乃至企業は、漸次淘汰の

止むなきに至るであらう。このやうにして東亞共榮圈確立のためには一方における各地域の擔當すべき産業分野の決定と、他方における産業構成の變革の結果たる不急不要産業乃至企業の淘汰とが相伴つて行はれざるを得ない。

「日滿支經濟建設要綱骨子」は主として右のうち前者についてその基本方針を示したものであつて、そこでは日滿支の各自擔當すべき産業分野は次のやうに規定されてゐる。

【日本】高度精密工業と機械工業に重點を置き、重工業、化學工業及び鑛業等の基礎産業も大いに發展せしめる。但し輕工業、就中纖維工業及び雜工業は逐次整理し大陸に移駐せしめる。

【滿洲國】鑛業及び電氣工業を調期的に發展せしめると共に、重工業、化學工業をも發展せしめる。そして日本はこれに必要な援助を提供する。

【支那】鑛業及び製鹽業の發展と工業原料の大量生産を行ひ、また立地條件に適した重工業及び化學工業の發展を將來に期待する。

尚、農林水産部門に關しては次の如く規定されてゐる。【日本】國民主食の確保と農村人口の定有を策する。水産業は益々その發展を期し、森林資源の合理的活用とその保續をはかる

【滿洲國】農業は日滿支の食糧、飼料補給の基地として、また世界に對する特殊農産物の供給源たるに鑑み、徹底的な増産を期する。尚、この際日本の開拓民の入植を促進する。

【支那】農業についてはその國民取得の確保に努め、棉花及び

00774

特産物の増加をはかる。

右の如き「骨子」における産業分野の決定は、大体において既に進行中の各地の開發計畫を再確認したものであるが、各地開發計畫が如何なる部門に重點を置くべきかを、綜合的の見地から改めて規定した點に新たな意義を有してゐる。例へば滿洲國は鑛業、電氣事業及び農業に先づ重點を置くべきことが規定されてゐるのであるが、これは滿洲國がこれまで行つて來た五ヶ年計畫に於ける總花主義に對する一つの修正を意味する。

五ヶ年計畫には計上されてゐたが、いまだ本格的實現の運びに至つてゐない自動車、飛行機、工作機械等の機械工業は、恐らくその既定計畫の變更を受けるに至るのではないかと思はれる。

× × ×

鳥取砂丘にグライダー

中國地方綜合訓練所設置



日本一を誇る鳥取砂丘は早く(昭和六年)からグライダーの好適地として注目せられ、鳥取グライダークラブ及び鳥取第二中、山陽阪神地方各學校では同砂丘を利用して盛んに滑空訓練を行

つてゐるが、今回大日本飛行協會では高度航空思想を普及するため、明年度から茨城縣にグライダー中央綜合訓練所を設置した外全國十ヶ所へ地方綜合訓練所を新設して全面的に滑空訓練を行ふこととなり、中國地方關係では鳥取砂丘に地方綜合訓練所を設置することに決定された。

而して之が構成は訓練生百名を收容する合宿所を同砂丘に建築すると共にグライダー格納庫(敷地百坪)を設け、それに縣中等學校滑空聯盟を合流せしめて生徒、學校職員等の滑空訓練を指導し、又近く誕生する縣青少年團の國防訓練道場に充てる飛行協會直轄の大規模なものである。

更に其の枝体として同じく大日本飛行協會直營で同協會の鳥取支部長である八田知事の管轄下に縣内三ヶ所へ滑空訓練所を設け地方綜合訓練所には二名枝体訓練所には各一名の専任指導員を置いて積極的な滑空訓練が行はれることになつてゐる。

尚ほ此の施設は孰れも明年度内には完成される豫定であつて、之が完成の曉に於けるグライダー訓練の大飛躍が大いに期待されてゐる。

(一〇一) (一〇一) (一〇一)

(一〇一) (一〇一) (一〇一)

00775



近視の豫防について

△ 近視の蔓延

獨逸のシルレル(一七五〇—一八〇五)の名作「ウイルヘルム・テル」の中に、メルヒタールが暴虐な役人に自分の父の両眼をつぶされたことを聞いて怒り歎く言葉に

「あゝ、天から授かつた物のうちでも、眼の光ほど有難いものはありません。どんな生きものでも光のお蔭で生きてゐるのです。——草木でさへ悦んで、日の方に向きたがるのを、うちの親父は、闇の中に、手さぐりで坐つてゐなけりやなりません。——牧場の暖い森も、花の盛りも赤い夕焼の雲も、もう一生見られない。死ぬことは何でもないだが生きてゐて、何も見えないとは、こんな不幸事があるだらうか。」

と云ふのがあります。もとより近視は普通失明とは行かないのでありますが、ほんとに眼ほど大切なものは、人間のいろ／＼な器官のうちであまりないと云はねばなりません。ところがこの眼の病氣である近視が、近來非常に多くなつて來

ることは實に國家の大問題であると思はれます。最近二十年の間に我が國の近視は約二倍になつてゐますが、このまゝの情勢では今後益々増加の傾向にあると云はれてゐます。特にこの近視にかゝる状態を見ると、教育の程度と大体平行してゐるのであります。小學校の上級生では約三割、中等學校の上級生で五割以上、高等學校の生徒では七割近い數字を示してゐるのであります。かうして近時學生は勿論壯丁にまで眼鏡使用者が激増してゐるのであります。正しい視力を必要とする部門の多い近代産業上、または國防上これは眞に寒心に堪えない重大問題であります。

△ 近視の種類及び原因

近視には角膜(黒目)がいびつになつてゐるものもあるが、通常近視と云へば眼球の軸が延びてゐるものを指します。これは軸性近視と呼ばれてゐるのですが、これに進行性近視(強度近視)と停止性近視(學校近視)の二種類があります。

進行性近視は極めて幼年期に始まつてその進行が速く、時に失明状態になるやうな悪性のももあります。原因としては遺傳關係が重要視されてゐますが、數はさう多くはありません。

停止性近視の方は身体の發育期、學校生活期に起るので學校近視と云はれてゐます。これの原因は殆ど遺傳とは認められないもので環境改善の努力で防ぎ得るものであります。

△ 豫防法

一 身体を丈夫にすること

近視は鞏膜組織の抵抗力が弱いために起るのであります。鞏膜組織は筋骨組織の性状と密接な關係がありますから、筋骨の弱

00776

い人ほど近視に罹り易いといふことになり

従つて衣服、住居を清潔にし衛生的に整備すると共に、適切な運動と休養及び栄養に心掛けねばなりません。殊に發育期の青少年の栄養については深い注意をせねばならぬのであります。常に蛋白、脂肪、糖分、ビタミン、カルシウム等の必要栄養素を含んだ食物の充分な攝取を心掛けねばなりません。

又日本人には蛔蟲その他の寄生蟲に侵されて、これが爲に近視を起すこともあるから、この點充分注意しなければなりません。

二 休養を與へること

讀書、筆記、裁縫、手藝その他の近業は、長時間続けると非常に眼を疲労させますから、學校でも家庭でも充分の注意が大切であつて、必ず時々區切つて庭に出るとか、戶外運動を行ふとかして眼に休養を與へることが必要であります。

こまかい作業や勉學の間には、眼の疲れぬ仕事や遊戯、家事の手傳ひなどをさせるやうにするのであります。教科書に疲れたら娯樂雑誌に眼を移すといふのは、氣分の轉換にはなつても決して眼の休養にはならぬのですから、くれ／＼も注意しなければなりません。

三 適度の照明

眼と光線の量については最も深い關係があるから、室内の明るさについては周到な注意が必要です。窓の面積を大きくし天井や壁はなるべく明るい淡色で仕上げ、作業臺や勉強机は窓や縁に近く据へ、机上に本立を置いたりして光線を遮らぬやうに注意が肝要です。

机上の明るさは一〇ルクス(ルクスは照度の單位)以上を必要とします。しかし如何に明るくともギラ／＼眩しい明りはよくないのであります。直射日光はカーテンや障子を利用し、電燈の眩輝は乳白ガラスや紙を通して減少させることが大切です。

三 姿勢を正しくすること

勉學時に頭部を左下方に傾ける悪習慣、寝ながら書物を眼に近づけて讀書する癖等は近視の直接原因であります。勉強は常に机に向つて正しい姿勢で行はせねばなりません。眼と書物との距離は三〇㎝程が最も適當であります。學校はもとより、家庭で父母その他指導者の不斷の注意が必要であります。

四 印刷物の選擇

活字が餘り小さく、又印刷が不鮮明であれば自然印刷物に眼を近づける結果となつて眼を害します。國定教科書では活字に對して慎重な注意が加へられてゐますが、他の讀物についてはまだ不十分でありますから、少くとも近視に罹り易い年齢の讀物は、すべて視力保護の見地から再検討が必要であります。各種の雜誌、單行本、新聞乃至學習參考書や辭書等印刷の點に充分の注意を要します。

今活字の大きさの兒童に對する凡その標準を示しますと

満七歳程度の

兒童の眼によい活字の大きさ

00777

満九歳程度の 兒童の眼によい活字の大きさ

(十二ポイント以上)

満十歳程度の 兒童の眼によい活字の大きさ

(十ポイント以上)

兒童の眼に悪い活字の大きさ

(八ポイント以下)

右のやうに入ポイント以下の活字は兒童少年には避けねばならないのであります。また小さい文字が不適當なものでありますから近視罹患年齢の讀物には勿論振假名やルビは用ひてはならないのであります。

次に組方については字間や行間をつめてはよくないのであります。少くとも一字間以上の行間と相當の字間が必要なのであります。

同時に紙質もインキが滲んだり、裏面の印刷が透るやうなもの避けねばなりませんし、光澤紙もビカ／＼してわるいのであります。色刷の場合は色の對比は白と黒とはよいが、他の色の組合せの場合にはよく不明瞭になるから注意を要します。

尙筆記について、兒童の書く文字の大きさは一つの習慣であるから、小さな字を書かぬやうにし、鉛筆は芯が固いとつい尖らして、自然と字が小さくなるから、これは必ず濃い字の書けるものを使用させる必要があります。

五 近視の進行を防ぐ

學校近視は極めて徐々に度が進むものでありますから、成るべく早く近視を發見して適當な豫防策を講ぜねばなりません。少くとも半年に一度は視力を検査する必要があります。學校の身体検査で視力異常が通信簿に記してありますから、その視力が一・〇以下となつてゐる時は速かに専門醫の再検査を受け、どんな性質の視力異常であるかを明らかにせねばなりません。それを放置して置くと遂に度が進んで、もはや回復しがたい近視にまで進行してしまふのであります。

近視の初期であれば、特に前記の各項を注意することによつて度の進行を防止せねばならぬのであります。すべて一定の度にまで進行してしまつて、眼鏡を必要とする場合には、速かに正確に度の合つた眼鏡を使ふべきであります。しかし如何に眼鏡を正確に調製しても前記の各項豫防方法が徹底しなければやはり度が進むものでありますから、くれ／＼も注意が肝要であります。

× × ×

二月十二日發行「週報」並「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第一五五號掲載内容

一 日本の調停で泰、佛印停戦協定成る

00778

一 掃蕩戦は春に先立つて 珠江三角地帯

一 潮も凍てつく沿岸封鎖

寒風をつき氷雪を冒して五千漕の支那沿岸封鎖をつとける封鎖隊員の嚴寒記録

一 ベルリンを喜ばした日本少年少女の贈物

一 東亞の子供よ僕たちは 東亞兒童大會 (東京)

一 雪國の子供常會 長野縣湯の海少年團

一 集まる心、束ねる力 難局に活路を見出した小工業者の實例

一 ペンを劔に持ちかへて 學生義勇軍の増産運動 東京

一 大杉山の炭焼き道場 群馬縣

一 讀物ページ

○翼賛議會の輪廓 ○祈年祭 ○大日本青少年團の誕生

○わたしたちの芝居臺本「午前二時の板木」金子洋文

附上演手ほどき ○その他

週報第二二七號掲載内容

一 労働者年金保険

一 新卒業者と就職

一 信陽北方の作戦

一 祈年祭と産業報告

一 人口問題をどうする

一 前線から銃後へ

素すな統制

興亞の歩調